## 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定 (TBT協定)附属書3のLに基づくものです。

## 日本農林規格等に関する法律に基づくソーセージの 日本農林規格の改正について

下記のとおり、ソーセージの日本農林規格 (JAS 0411) を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名 ソーセージの日本農林規格の改正
- 2 対象範囲ソーセージ
- 3 趣旨及び目的 ソーセージの日本農林規格について、定義の追加及び変更、様式の一部変更 等の改正を行う。
- 4 適用予定日 官報に公示する。
- 5 意見提出先 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL(03)6744-7139 FAX(03)6744-0569
- 6 意見提出期限 掲載から60日後